

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第10条第5項
処 分 概 要：認定書の再交付
原権者(委任先)：北海道公安委員会(各方面公安委員会)
法 令 の 定 め： 道路交通法第114条(方面公安委員会への権限の委任) 道路交通法施行令第44条(権限の委任) 確認事務の委託の手續等に関する規則第9条第2項
審 査 基 準： 法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：申請書は、当該認定書を交付した公安委員会の所管する警察署交通課(係)に提出してください。
問 合 せ 先： 札幌方面の方は、北海道警察本部交通指導課駐車対策センター違法駐車対策第一係 (電話 011-251-0110) 他方面の方は、各方面本部交通課企画・指導係 (管轄が函館方面の場合(電話0138-31-0110)) (管轄が旭川方面の場合(電話0166-35-0110)) (管轄が釧路方面の場合(電話0154-25-0110)) (管轄が北見方面の場合(電話0157-24-0110))
備 考：